青色申告に興味はあるけど、 なんだか難しそう。 私にできるか不安だわぁ、、 高度申告を始めたけど ないか不安だなあ。

農業経営者のみなさん! 個別相談会に来てみませんか?

青色申告は

かんたん!



思ったよりも簡単ね!

e-Tax も 便利だしね! 青色申告には、複式簿記の他に

簡易な方式があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳を整備し、 日々の取引を残高まで記帳すれば行えます。

- ※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。
- ※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の<u>3月15日</u>までに 所轄の税務署に「**青色申告承認申請書」**を提出する必要があります。

収入保険に

加入できます

全ての農産物を対象。自然災害、価格低下などによる販売収入の減少を補償

- 加入申込時に青色申告を申請済みであれば、 1年以上の申告実績がなくても加入可能!!
- ※ 令和8年分の農業所得から青色申告を開始すれば、 令和9年1月からの収入保険に加入できます。

メリットも

たくさん!

最高で65万円の特別控除!

損失額の繰越しや繰戻しができる!

<u>専従者の給与額を必要経費</u>に算入できる!

農業経営基盤強化準備金制度が使える!

<u>農業者年金の保険料補助</u>(最高<u>1万円</u>/月)

青色申告個別相談会

《日時》8月~10月の火曜日(月2回)に開催》

まずは、ご希望の日時をお知らせください!

専門家と日程調整の上決定します。

《場所》NOSAI岐阜の各支所

《内容》専門家による、青色申告の申請手続方法、

記帳方法、書類作成方法について、個別に相談対応

お申し込み・お問い合わせはNOSAI岐阜の最寄りの支所へ

収入保険があなたの農業経営をサポートします!





災害で 作付不能に なった



けがや病気で 収穫が できない



倉庫が浸水し て 売り物に ならない









経営努力では避けられない収入減少を広く補償!!

収入保険制度の仕組み

① 加入できる方 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

② 対象収入 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

③ 保険期間 個人:1月1日から12月31日までの1年間

法人:事業年度の1年間

④ 補てん方式・保険料等(青色申告の実績が1年の場合)

基準収入が1,000万円で最大の補償を選択する場合

①積立方式併用タイプ (保険方式65%+積立方式10%、支払率90%)		②保険方式充実タイプ (保険方式75%、支払率90%)	
保険料	3.4万円	保険料	7.2万円
積立金	22.5万円	積立金	_
付加保険料(事務費)	1.9万円	付加保険料(事務費)	1.9万円
合計	27.8万円	合計	9.1万円

- 保険期間の収入が基準収入の75%を下回った場合に、 下回った額の90%を上限として補てんします。
- ●保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ675万円の補償が受けられます。

